

長岡市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体監査を長岡市監査基準に準拠して実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により公表します。

令和6年2月21日

長岡市監査委員	小嶋洋一
同	篠田弘成
同	野本直樹
同	丸山勝総

1 監査の対象

長岡市花いっぱいフェア開催協議会

「長岡市花いっぱいフェア開催協議会負担金」

所管課：都市整備部都市施設整備課

2 監査の範囲

令和4年度及び令和5年度に長岡市が交付した補助金等に係る出納その他の事務の執行状況

3 監査の期間

令和6年1月15日から1月31日まで

4 監査の実施内容

監査に当たっては、当該団体に対する補助金等が適正に受け入れられ、かつ、補助の目的・条件に従って支出されているかを検証するため、提出された書類について会計帳簿・証拠書類との照合のほか、必要と認めるその他の監査を実施しました。

5 監査の着眼点

監査の実施に当たっての主な着眼点は次のとおりです。

- (1) 補助金等の公益上の必要性からみて、目的、内容は適正か。
- (2) 補助金等交付の時期、手続きは適正であるか。
- (3) 事業計画・予算書、決算書と補助金等申請書、実績報告書は符合するか。
- (4) 事業は交付条件に従って実施され、十分な効果があげられたか。

(5) 定款・会計規程等の整備及び関係帳簿は整備されているか。

(6) 会計経理、財産管理は適切か。領収書等の証拠書類は適正に管理されているか。

6 監査の結果

適正に処理されていました。